

農作業安全をめぐる情勢

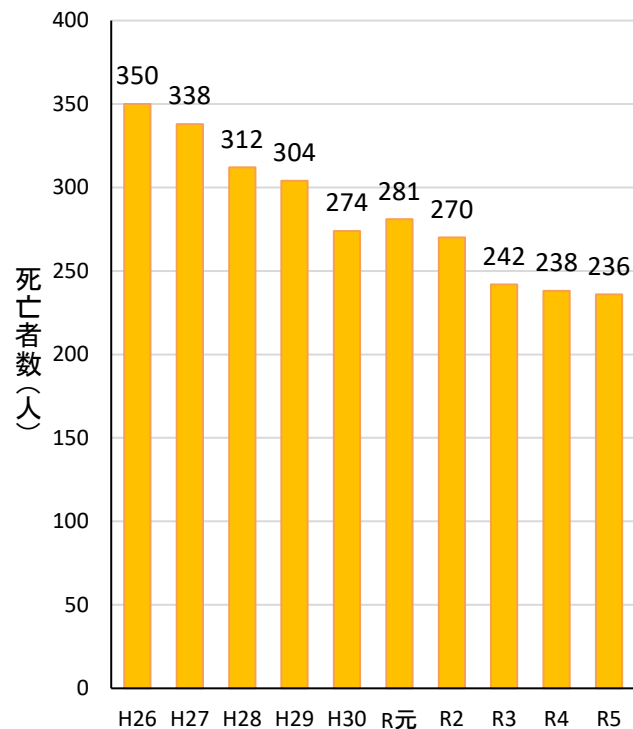
**令和7年10月
農産局 技術普及課 生産資材対策室**

農林水産省

農作業事故の発生状況

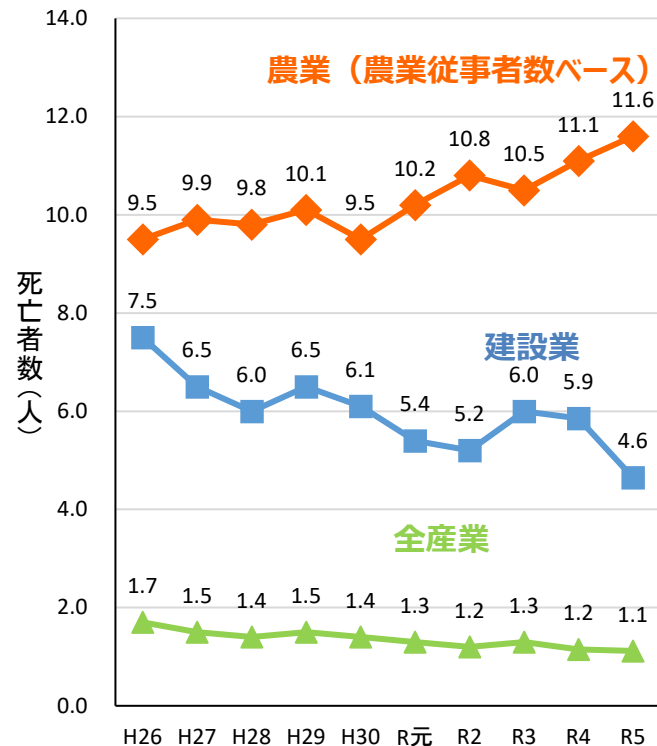
- 令和5年の農作業事故死亡者数は236人であり、前年（令和4年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と依然として増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 就業者一人当たりの平均耕作面積は10年前と比べて約1.7倍に上昇。死亡事故リスクの高い農業機械を扱う就業者当たりの作業面積も急増していることが想定され、これが10万人当たりの死亡事故者数の増加要因の一つとなっている可能性。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

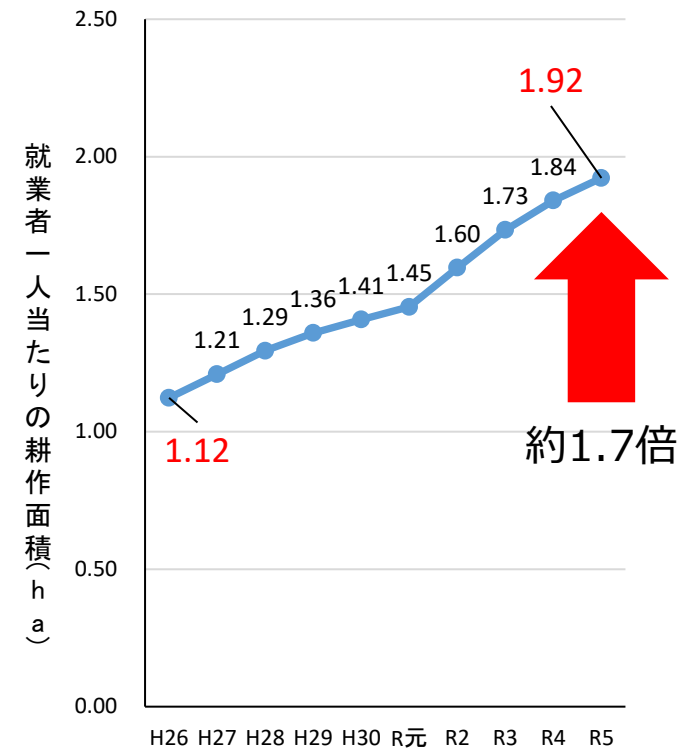
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

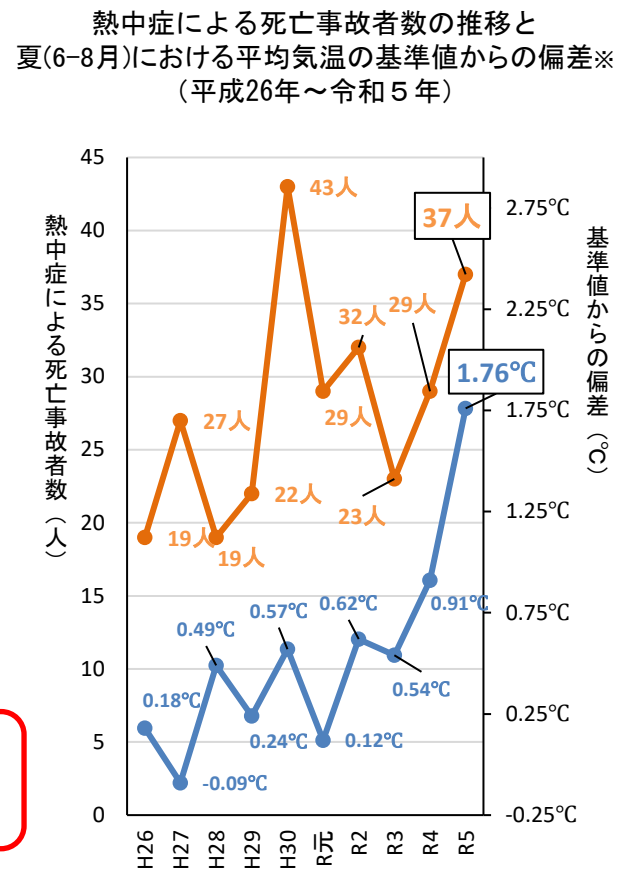
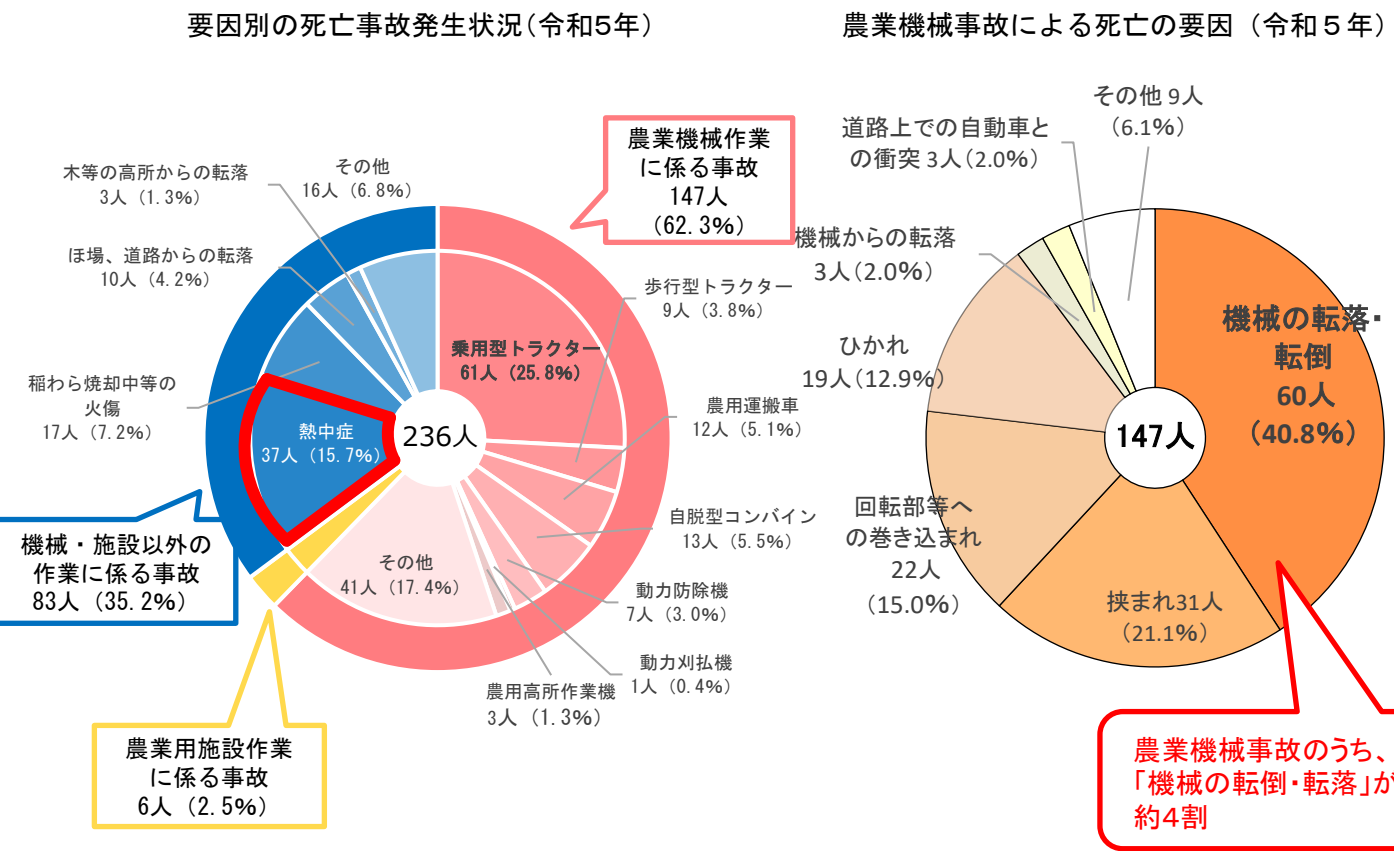
就業者一人当たりの平均耕作面積



耕作面積：面積調査（農林水産省）
就業者：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）

農作業事故発生の内訳①

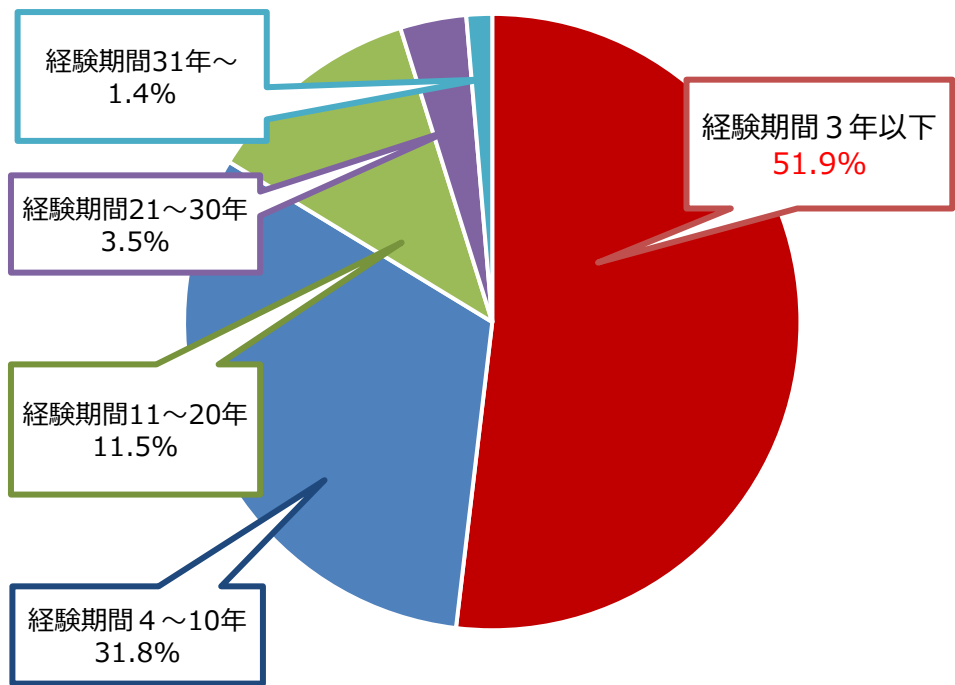
- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が147人（全体の62.3%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が60人（機械事故の40.8%）を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が37人（機械・施設以外の作業に係る事故の44.6%）と最も多い。



農作業事故発生の内訳②

- 令和5年の労働者死傷病報告（厚生労働省調べ）の分析を通じ、労働者における農作業事故の発生割合は経験期間が3年以下の者が過半を占めていること、その年齢は50代以上で事故発生割合が高まることが判明。
- 農作業経験が短い者（未熟練農業者）の事故発生リスクが高いという傾向は、労働者ではない農業経営者であっても当てはまる可能性。

農作業事故の経験期間別発生割合（令和5年）



経験期間が3年以下の労働者における農作業事故発生割合（令和5年）

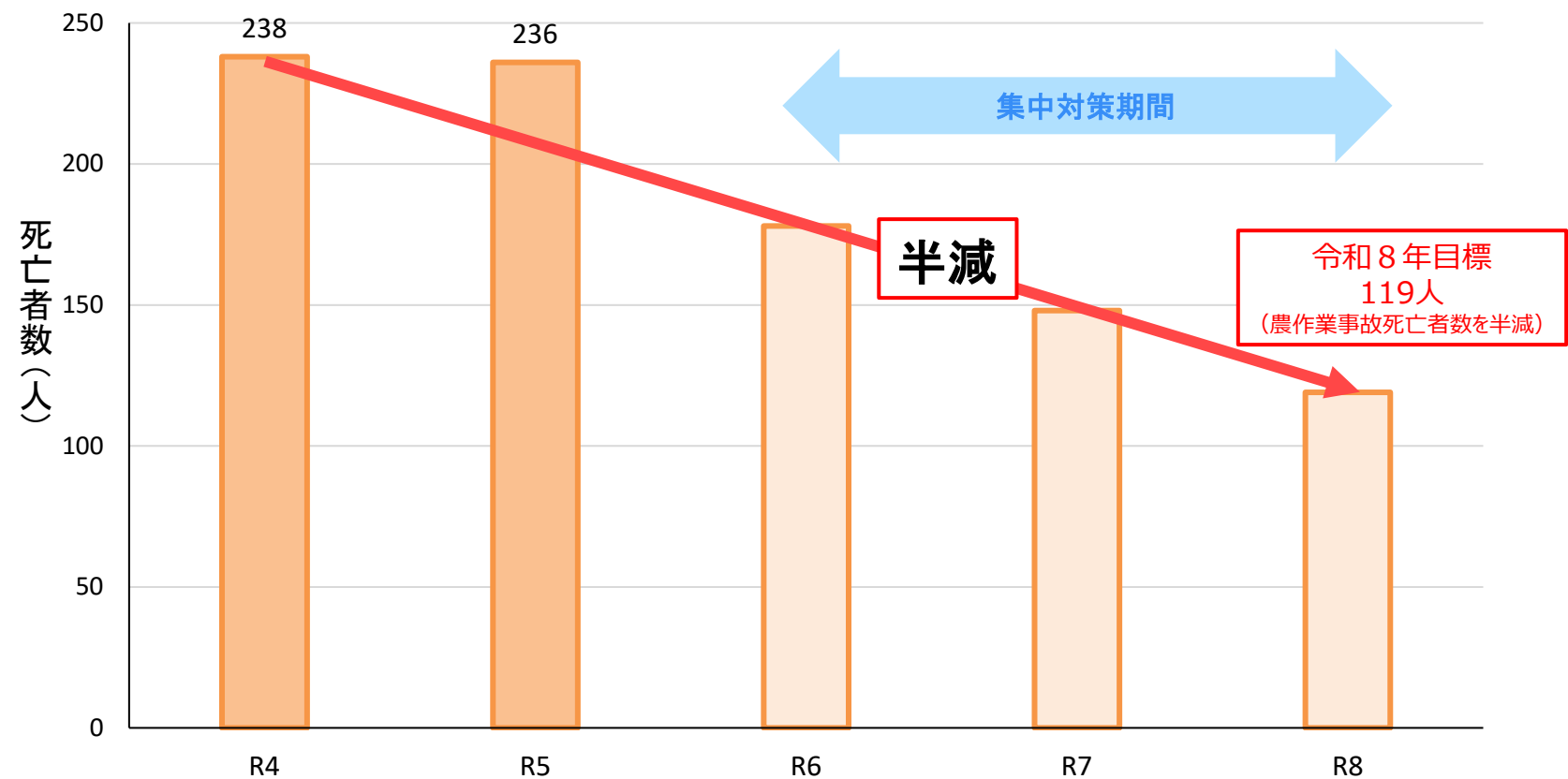
	29歳以下	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
経験期間3年以下の労働者における事故発生数(件)①	131	76	59	65	37	80
経験期間3年以下の雇用就農者(人)②	11,790	5,810	5,520	3,910	2,170	2,240
事故発生割合①/②	1.1%	1.3%	1.1%	1.7%	1.7%	3.6%

経験期間3年以下の事故発生数：労働者死傷病報告（厚生労働省）を基に農林水産省で算出
新規雇用就農者：新規就農者調査（農林水産省）を基に、令和2年から令和5年の新規雇用就農者数の合計にて算出

農作業安全対策に係る目標について

- 就業者10万人当たりの死亡事故者数が増加傾向にあることを踏まえ、令和6年2月に、農作業事故死亡者数を令和6年度から令和8年度の3年間で令和4年の件数から半減（238人→119人）することを目標として設定し、集中的に農作業安全対策の強化を図ることとしたところ。

農作業安全対策における令和8年目標



令和7年度の農作業安全対策の推進方針

- <重点推進テーマ> **学ぼう！正しい安全知識**
～農業機械作業研修・熱中症対策研修の拡大と充実、未熟練農業者向け安全研修の実施～
- <強化期間> **熱中症対策研修実施強化期間**：令和7年5月1日～7月31日（3ヶ月間）
農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日～令和8年2月28日（3ヶ月間）
- <推進目標> ① 農業機械作業研修の回数の拡大と充実
② 熱中症対策研修の回数の拡大と充実
③ 未熟練農業者向け安全研修の実施

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

○ 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって、推進目標に即した研修を重点的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農業機械作業研修実施強化期間			

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAP の周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

熱中症対策研修実施強化期間

- 近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における熱中症による死亡者の割合は増加傾向にあり、令和5年の機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が37人（15.7%）と最も多く、熱中症対策の強化が急務。
- このため、昨年度より気温が上昇する前の初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施し、農林水産省が作成した啓発資材等を活用した啓発活動を全国展開。

研修資材

農林水産省が作成した以下のような研修資材を活用。必要に応じて、農水省HPに掲載のその他研修資材も利用しながら、現場の現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図る。

参考：令和7年度熱中症対策研修用資材等



熱中症対策研修テキスト

熱中症対策に係るパンフレット

研修のポイント

① 熱中症の危険性を周知

農林水産省が提示するコンテンツ等を活用し、30分程度の「熱中症対策」のみをテーマとした研修を実施。



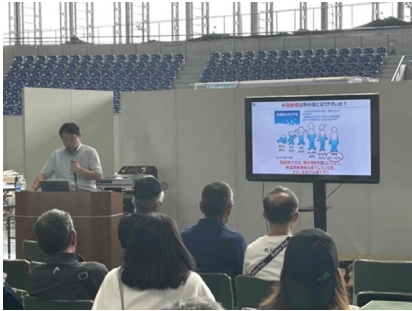
② 熱中症対策アイテム研修の実施

令和6年度補助事業で作成された「熱中症対策アイテム」の活用方法や効果を整理した啓発資材等を用いて、アイテムの積極的な利用を働きかける研修を実施。



③ 同じ地区で複数回実施を推奨

より多くの人に熱中症の知識をつけてもらうため、同じ地区で研修を複数回実施することも検討。



熱中症対策をテーマとした研修風景（長野県の優良事例から抜粋）

- 農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）を農業機械作業研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施する（実施時期は都道府県や地域毎に変更可）。
- 「農業機械作業研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとして、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の研修を全国展開する予定。（農業機械作業安全基礎研修）

7

農業機械作業安全基礎研修の充実

○ 農業機械作業研修は、令和6年度にとりまとめた各都道府県の優良事例を参考に、以下の3つのシン化（伸化、深化、進化）に取り組むことを目標に展開。

◎ 研修のシン化類型

A（伸化）：受講人数の拡大

- 研修受講人数を増やす取組
- 1. アンケート等を通じた研修ニーズの把握
- 2. オンライン研修の実践
- 3. このほか、研修受講人数の増加に向けた新たな改善策の実施

【例】福岡県

・研修後にアンケートを行い、多くの農業者が興味を示しているテーマを次年度の研修テーマに盛り込む予定。



B（深化）：集中力の向上

- 「自分ごと」意識を向上する取組
- 1. 地域の事故事例、改善事例の引用
- 2. 品目等に応じた研修内容のカスタマイズ
- 3. このほか、「自分ごと」意識の向上に向けた新たな改善策の実施

【例】愛知県

・県内の事故発生件数と事故内容を把握。年齢、原因等ごとに分析し、研修資料として活用。



C（進化）：研修手法の高度化

- 「講義を聴く」だけに止まらない取組
- 1. 対話型研修の実施
- 2. 農業機械を用いた実践研修の実施
- 3. このほか、「講義を聴くのみ」から発展させる新たな改善策の実施

【例】オホーツク農協青年部

・対話型研修を実践。グループワークで意見を出し合い、原因をあぶり出して発表。一人では気づけない危険の認知に有効。



未熟練農業者を対象とする専用研修の実施

- 労働者における農作業事故の発生割合について経験期間が3年以下の者が過半を占めること等を勘案し、令和7年度においては、農作業安全に関する指導者を活用した未熟練農業者への専用研修についても展開。
- 当該研修では、雇入れ時教育のために作成した労働者向けリーフレット（農作業安全を学びましょう）を活用した30分程度の研修を行うことを基本とし、50歳以上の未熟練農業者の事故率が高いことも念頭に参加者を募集するよう働きかけを行っているところ。

研修資料

[労働者向けリーフレット]

農業の知識が少ない方にも簡単に理解してもらえよう作成された資料であり、機械作業や高所作業等、項目ごとに安全に農作業を実施するために必要となる事項が整理されている。

農作業安全を
学びましょう

労働安全衛生関係法令では、労働者が従事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱う機械設備や材料の持つ危険性や有害性を知らせるほか、安全な作業手順などを教育しなければなりません。本リーフレットは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で健康的に行うために最初に身につけるべき事項とします。



近年、農作業中の死亡事故数は年間250人程度で推移しています。就業者10万人当たりの死亡人数も増加傾向にあり、高頻度とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農業機械作業に係る事故が全体の7割を占める状況が確認されています。

その一方で、今後、農業従事者の高齢化や農業支援サービス事業の開始が拡大していく見通し。不慣れた未熟練労働者が農業機械作業などリスクの高い業務に従事することが想定されます。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の有害性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

農林水産省厚生労働省

10 45活動で、働きやすく安全な環境を作りましょう

方法

「問題」は、必要のないものを取り除くこと。不要、不要なものを取り除くこと。

「整理」は、必要のないものを取り除くこと。必要のないものを取り除くこと。

「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除くこと。ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除くこと。

「点検」は、機械や機械、用具などのゴミや汚れ、かびや錆び、破損などを確認すること。点検は作業前に行うこと。そして作業中も点検すること。点検は作業前に行うこと。そして作業中も点検すること。

結果



▼英語版、簡体字版、ベトナム語版、インドネシア語版も公開

英語版

簡体字版

ベトナム語版

インドネシア語版

講師は[事業者向けテキスト]を確認してから研修を行いましょう

事業者向け

農作業安全を
学びましょう

労働安全衛生関係法令では、労働者が従事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱う機械設備や材料の持つ危険性や有害性を知らせるほか、安全な作業手順などを教育しなければなりません。本テキストは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で健康的に行うために最初に身につけるべき事項とします。



近年、農作業中の死亡事故数は年間250人程度で推移しています。就業者10万人当たりの死亡人数も増加傾向にあり、高頻度とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農業機械作業に係る事故が全体の7割を占める状況が確認されています。

その一方で、今後、農業従事者の高齢化や農業支援サービス事業の開始が拡大していく見通し。不慣れた未熟練労働者が農業機械作業などリスクの高い業務に従事することが想定されます。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の有害性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

農林水産省厚生労働省

1 使用する機械・設備の危険箇所を確認しましょう



・機械の足踏機、回転機、歯車、プーリー、ベルト等は、接触することにより巻き込まれ死傷事故につながる危険があります。

・操作方法に関する説明を受けた機械以外は使用してはいけません。

・機械の修理、点検、点検等の作業は機械の動力を停止して行いましょう。

・機械の足踏機により、停止した状態で動かすことができない場合は、動力を停止し、責任者に連絡しましょう。

・機械・設備については、メーカーが安全化を促した場合は、必ず安全化を促す。安全化を促す場合は、必ず安全化を促す。

【事業者としての注意事項】

労働災害防止には、安全な作業環境を整えることが重要です。安全な作業環境を整えるには、安全な作業環境を整えることが重要です。安全な作業環境を整えるには、安全な作業環境を整えることが重要です。

事故や災害を防止するには、仕事を始める前に、「安全な作業環境を整える」ことを徹底して「これは安全な」と危険のサインについて教育します。そして、作業中も、危険のサインを確認し、安全な作業環境を整えることが重要です。安全な作業環境を整えるには、安全な作業環境を整えることが重要です。

安全な作業環境を整えるには、安全な作業環境を整えることが重要です。安全な作業環境を整えるには、安全な作業環境を整えることが重要です。安全な作業環境を整えるには、安全な作業環境を整えることが重要です。

研修をする上での注意事項

農作業安全に関する指導者の育成と活用

- 令和7年度においても、引き続き農林水産研修所つくば館における育成研修を通じて「農作業安全に関する指導者」の育成を図るとともに、指導者を活用した研修の実施を推進。
- 指導者を活用した研修の更なる拡大に向け、令和7年度は、とりまとめ機関（都道府県等）では「指導者リスト」の随時更新と研修開催者への随時共有、研修開催者では研修開催予定の随時更新ととりまとめ機関への随時報告を徹底。
- また、研修の充実に向け、とりまとめ機関及び研修開催者は地域の事故情報等を指導者に共有する取組を推進。

指導者の育成

農林水産研修所つくば館において、令和7年度も 7回の「農作業安全に関する指導者育成研修」を実施予定。

具体的な日程や研修内容については、以下農林水産研修所つくば館webページにて公表。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/kensyu/ken.html>

「農作業安全に関する指導者育成研修」実施スケジュール

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
5月26日	6月27日	7月25日	8月25日	10月20日	11月17日	12月4日

また、指導者の更なるスキルアップを目的とした「対話型研修実施手法習得コース」を6月20日と12月12日に実施。

研修と指導者とのマッチングの加速化

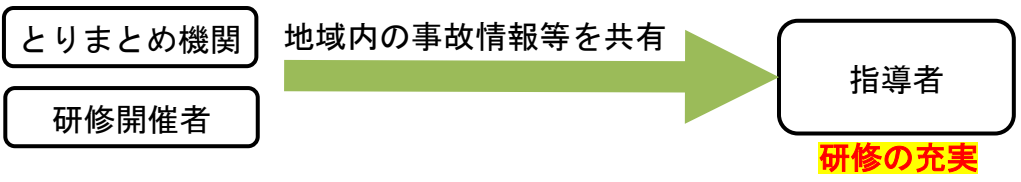
【とりまとめ機関（都道府県等）】
指導者リストを 随時更新 し、研修開催者へリストを 随時共有

【研修開催者】
研修開催予定を 随時更新 し、とりまとめ機関への 随時共有

※とりまとめ機関では、マッチングできていない研修があれば、適宜、研修実施機関に助言。

研修の充実に向けた関係機関の支援

とりまとめ機関及び研修開催者では、研修の充実（B（深化）：集中力の向上）に向け、地域の事故情報やその分析結果を指導者と共有する取組を推進。



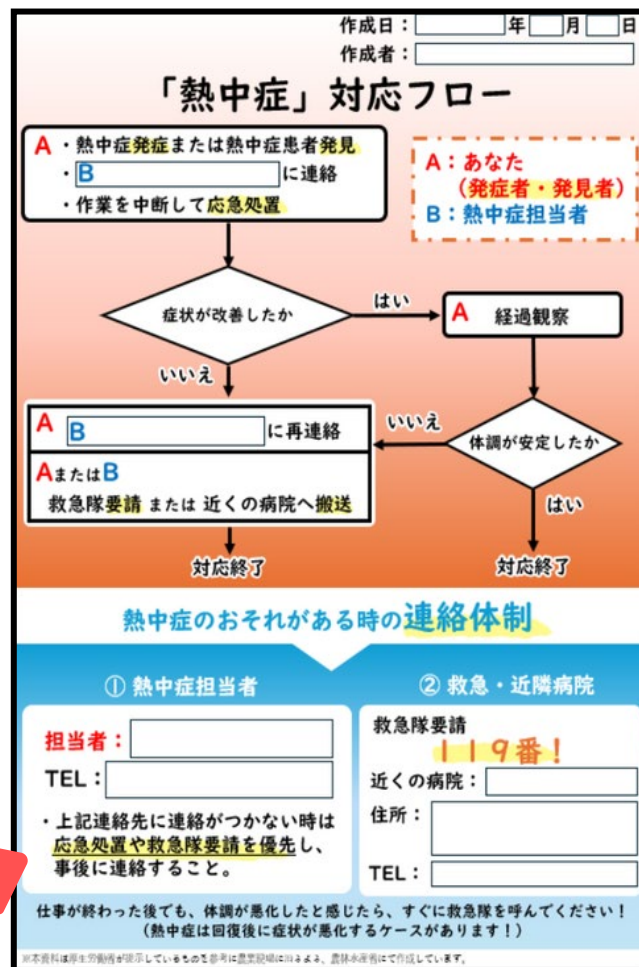
(参考) 労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、**令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付け。**
- 事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、**「熱中症」対応フロー**に必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



農作業安全検討会について

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、令和3年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等を検討。
- 同年5月には、検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」としてとりまとめ。

開催要領

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
令和7年10月改訂
農林水産省

1 趣旨

農業においては、近年250件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

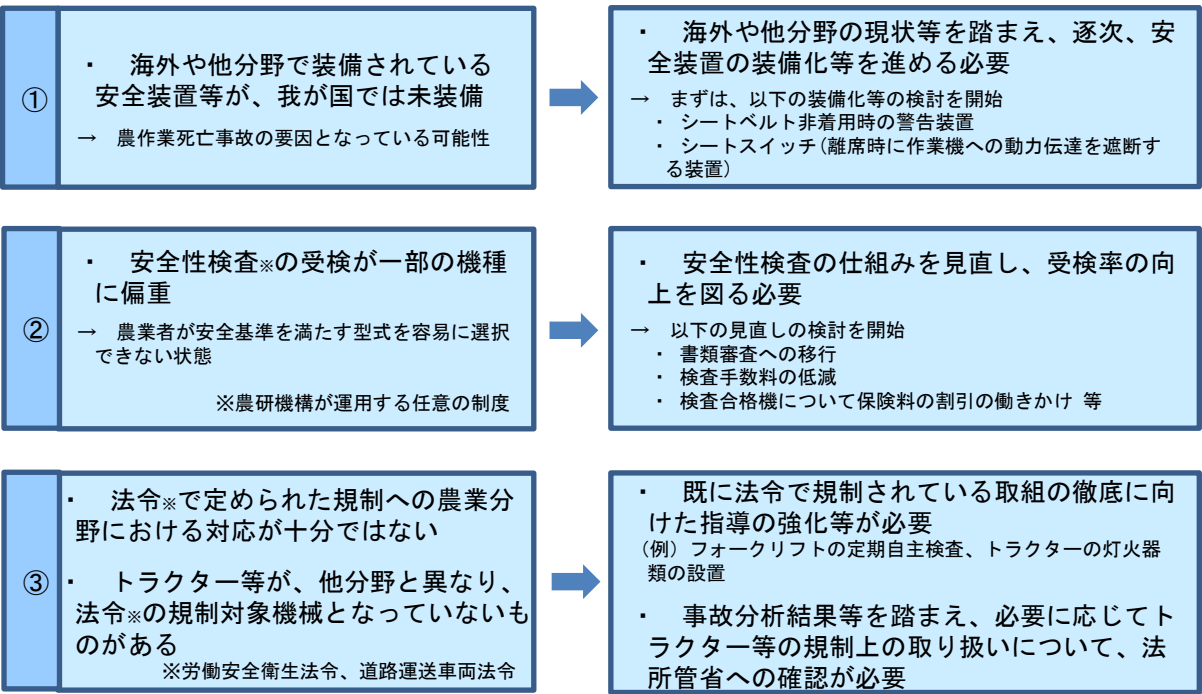
委員所属

- 全国農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会
- 農業者
- 農業ジャーナリスト
- (独) 労働安全衛生総合研究所
- (一社) 日本農村医学会
- (一社) 労働安全衛生コンサルタント会
- (一社) 日本農業機械工業会
- (一社) 日本農業機械化協会
- (公社) 日本農業法人協会
- 全国農業機械商業組合連合会
- 東京農業大学
- (国研) 農研機構農業機械研究部門
- (オブザーバー)
- 厚生労働省 労働基準局 安全課
- 経済産業省 製造産業局 産業機械課
- 国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課
- 警察庁 交通局 交通企画課

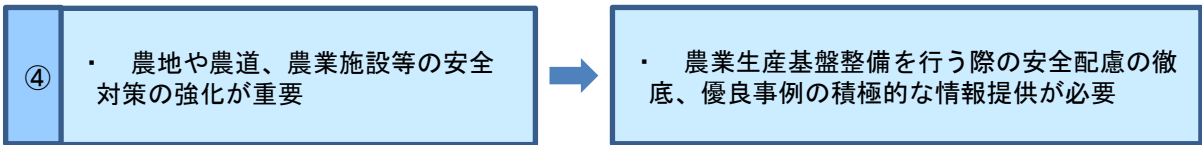
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

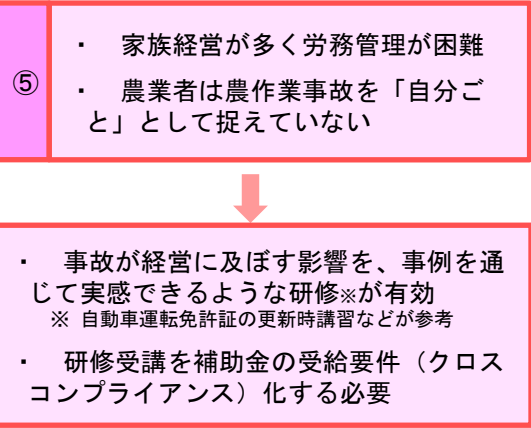


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

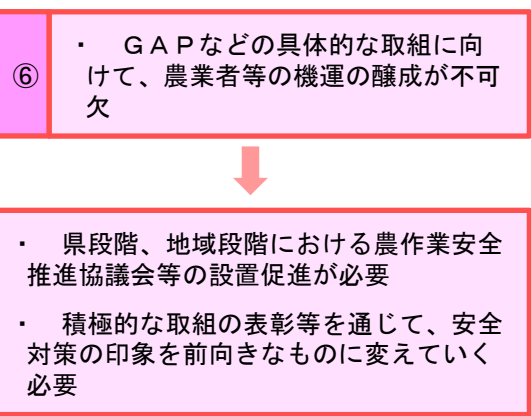


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



新しい安全性検査制度の進捗状況

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさを向上すると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

＜対象機種＞

農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

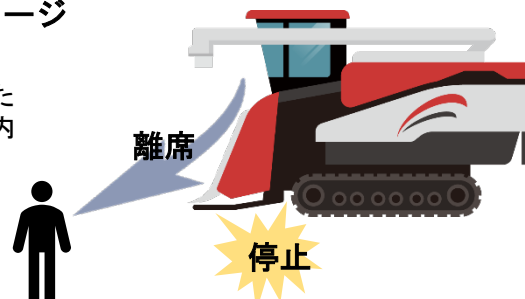
＜新たな安全性検査基準の主な強化点＞

- 乗用型トラクター
 - ・ シートベルトリマインダー
（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
 - ・ PTOインターロック
（車両が停止している際の離席によりPTO軸への動力を遮断）
- コンバイン（自脱型）、田植機（乗用型）
 - ・ 作用部インターロック ※2027年度から正式に基準化

自脱型コンバインの安全装置イメージ

作用部インターロック

停車中に刈取部等の作用部を駆動した状態で運転者が離席した場合、7秒以内に刈取部等の作用部への動力を遮断



＜受検状況＞

新たな安全性検査制度の下、順次合格機が公表されています。
※農用トラクター（乗用型）：43型式、
コンバイン（自脱型）：4型式（令和7年9月末日時点）

合格機の例



出典：(株)クボタ、井関農機(株)、ヤンマーアグリ(株)、
三菱マヒンドラ農機(株)各社より提供

新しい安全性検査制度の今後

- 令和7年4月より、農用トラクター（乗用型）等5機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
- 農用トラクター（歩行型）、コンバイン（自脱型）、田植機（乗用型）は、令和9年度に新たな検査基準を正式適用。
※これらの検査基準は、令和8年度までは任意適用。
- スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業機については、対象機種への追加に向けた対応を継続。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
農用トラクター（乗用型）		新基準 （シートベルトリマインダ、PTOインターロック等の追加）			
農用トラクター（歩行型）		新基準		（自動速度けん制装置等の追加）	
コンバイン（自脱型）		新基準		（作用部インターロック等の追加）	
田植機（乗用型）		新基準		（作用部インターロック等の追加）	
乾燥機（穀物用循環型）		新基準 （昇降用はしごの構造要件等の追加）			
スピードスプレーヤー	旧 基準 合格証の貼付は令和9年度まで			新基準 ※令和9～11年度の運用開始を目指す	
上記以外の機種		農用運搬車と農用高所作業機は、安全性検査の対象機種への追加に向けて、農業機械の安全性能アセスメント事業の結果を踏まえ、基準策定に向けた検討準備を進めていく。 一般性能試験（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種はJ A 共済連のHPで公表。 ただし、J A 自動車共済の農業用安全自動車割引が適用される型式に限る。			

※1 令和7年度から新基準を適用となった5機種について、令和9年度以降に適用される基準についても前倒し受検可能。
※2 安全性検査合格証の機体への貼付は、受験後の安全性検査基準の変更日を起点とし、新たな基準変更年度から起算して3年度を限度とする。

購買行動対応の強化

- 農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していくためには、安全性検査の受検率の向上を図る必要。
- 受検率向上の前提として、農業者が安全性検査合格機を優先的に選択する環境を整える必要があり、安全性検査の認知度を向上するための取組として、農業機械公正取引協議会が定める農業機械の表示に関する公正競争規約及び同施行規則等に各農業機械メーカーのHPやカタログ等の見やすい位置に合格証票を掲載する旨を規定。
- 農林水産省においても、令和7年度より補助導入機を安全性検査に合格したものの中から選定する運用を開始。

安全性検査合格証票の掲載について

農業者における安全性検査の認知度向上、及び合格機を選定しやすくするため、WEBやカタログ等における合格証票掲載の原則ルールを規定

- Webページでの掲載例
(商品一覧ページに掲載)

*は、2025年4月以降の安全性検査合格機である

○○シリーズ

△△シリーズ

*○○A25PS

*○○A35PS

*○○B20PS

*○○B30PS



- シリーズ機のカatalogでの掲載例
(おもて)

トラクタ
○○シリーズ

○○A25PS
○○A35PS





□□農機(株)
2025年7月作成



- (うら)

(主要諸元)

販売型式名	○○A25PS	○○A35PS
区分		
駆動方式	4輪駆動	
機体寸法		
安全性検査合格番号	NAR025/○○	NAR025/●○
運転免許	大型特殊	



補助事業等の要件化

国の補助事業等を活用して対象の農業機械(※)を購入・リースする場合は、安全性検査合格機の中から選定することを要件として求めるよう、事務次官依命通知を発出

対象機械

安全性検査の対象になっている

- ・ 農用トラクター(乗用型/歩行型)
- ・ 田植機
- ・ コンバイン(自脱型)
- ・ 乾燥機(穀物用循環型)

かつ

令和7年度以降新たに発売される型式の農機

国の補助金等を活用し
導入する場合は
安全性検査に合格した
型式から選定



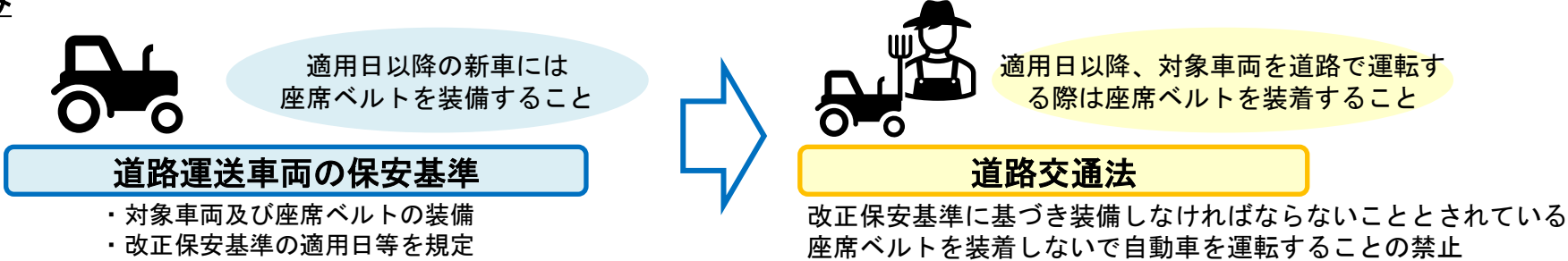
安全性検査合格証票

16

農耕トラクタへの座席ベルト義務付け

○ 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、令和6年8月の本検討会において座席ベルト義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（本年3月開催）において、農耕トラクタへの座席ベルト装備の義務化を提案し、**本年6月に改正保安基準が公布**された。基準適用日（令和9年1月1日）以降に生産された新車※（以下「対象車両」という。）が対象となることから、現在、農林水産省においても、**基準適用日に向けて農業現場への周知を進めているところ**。

制度のしくみ



対象車両であることが判断できるよう、目印を措置

外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン（横型／縦型）
面積目安：3,000mm²以上

対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ（項目追加型／別貼付型）

農業機械の種類	
型	式 名
区	分
発	売 元
製	造 会 社
製	造 番 号
座 席 ベ ル ト 着 用 義 務 車	

農業機械の種類	
型	式 名
区	分
発	売 元
製	造 会 社
製	造 番 号
座 席 ベ ル ト 着 用 義 務 車	

○○○○年製造
または
座席ベルト着用義務車
等を示す。

おもて

シートベルト着用義務化



義務化はいつから？

令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された
座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。

※ステッカーのイメージ



座席ベルト着用義務車



座席ベルト着用義務車

違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。

農林水産省

裏面へ

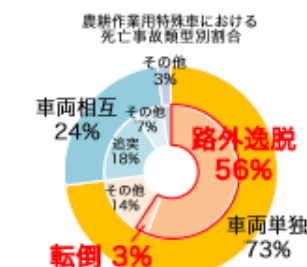
うら

シートベルトを締めましょう！

シートベルト着用は、
トラクタの死亡事故率低下に有効です

トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による**路外逸脱・転倒**が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。



【トラクタでの道路走行時の危険因子】

- ・ 左右独立ブレーキの選別忘れによる片ブレーキでの予期しない旋回
- ・ 作業機による車幅の変化や重心の変化
- ・ 凸凹道や狭路等、不安定な道路の走行

路外逸脱や
転倒の可能性

車体から投げ出される、
車体の下敷きになる等により
死亡・重傷の恐れ



(国土交通省交通安全センターのデータより農林水産省調べ
(平成23年～令和2年、1,652名))

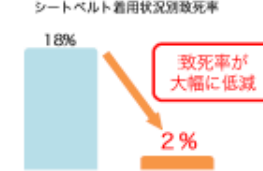
シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使用することが重要！



シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクターの下敷きになることを防ぐことができます。

農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



(国土交通省交通安全センターのデータより農林水産省調べ
(平成23年～令和2年、1,652名))

参考情報

農林水産省ホームページもご覧ください。

